

「港湾整備特別会計」

港湾整備特別会計財務書類

目 次

1.	港湾整備特別会計全体の業務等についての情報	
	港湾整備特別会計の概要	1
	港湾整備特別会計の仕組み	2
2.	中表紙[港湾整備勘定]	3
3.	港湾整備勘定の業務についての情報	
	港湾整備勘定の業務等についての情報	4
	貸借対照表：3ヶ年分の比較形式	6
	業務費用・財源計算書：3ヶ年分の比較形式	7
	区分別収支計算書：3ヶ年分の比較形式	8
	平成11年度 注記、付属明細書、機会費用についての情報	9
	平成12年度 注記、付属明細書、機会費用についての情報	14
	平成13年度 注記、付属明細書、機会費用、繰越についての情報	19
4.	中表紙[特定港湾施設工事勘定]	26
5.	特定港湾施設工事勘定の業務についての情報	
	特定港湾施設工事勘定の業務等についての情報	27
	貸借対照表：3ヶ年分の比較形式	29
	業務費用・財源計算書：3ヶ年分の比較形式	30
	区分別収支計算書：3ヶ年分の比較形式	31
	平成11年度 注記、付属明細書	32
	平成12年度 注記、付属明細書	34
	平成13年度 注記、付属明細書、繰越についての情報	36
6.	中表紙[港湾整備特別会計合算財務書類]	39
	合算貸借対照表：3ヶ年分の比較形式	40
	合算業務費用・財源計算書：3ヶ年分の比較形式	41
	合算区分別収支計算書：3ヶ年分の比較形式	42
	平成11年度 注記	43
	平成12年度 注記	45
	平成13年度 注記	47

港湾整備特別会計の概要

1. 根拠法 港湾整備特別会計法（昭和36年 法律第25号）
2. 設置の趣旨 港湾整備特別会計は、港湾整備事業を的確に実施するとともに事業の透明性や経理の明確化を図る目的で設置された。
3. 港湾整備事業の内容 港湾整備事業では、岸壁、防波堤、航路浚渫等港湾施設の新設、改良等の事業を行っている。

4. 歳入・歳出の概要（平成14年度予算ベース；単位：億円）

(1) 港湾整備勘定

国や港湾管理者が施行する港湾整備事業の経理を行う。

[歳入]	[3,985]
①一般会計等より受入	2,999
②港湾管理者工事費負担金収入 (直轄工事の地方負担分)	697 等
[歳出]	[3,985]
①港湾事業費	3,503 等
(内 訳) 直轄事業分	2,332
(国費＋地方負担分)	
補助事業分	1,171
(国費)	

(注) 国と港湾管理者の負担割合は港湾法で定めている。

(2) 特定港湾施設工事勘定

企業合理化促進法等に基づき国が施行するエネルギー港湾等の整備事業の経理を行う。

[歳入]	[117]
①一般会計等より受入	35
②受益者工事費負担金収入 (電力会社等)	58 等
[歳出]	[117]
①エネルギー港湾施設工事費	108 等

5. 港湾施設の財産の帰属

- ・直轄事業による港湾施設は、一般会計に帰属する。
- ・補助事業による港湾施設は、港湾管理者に帰属する。

港湾整備特別会計の仕組み（平成14年度予算）

[歳 入]

（港湾整備勘定）

（単位：億円）

一般会計より受入		2,999
産業投資特別会計より受入		8
空港整備特別会計より受入		12
港湾管理者工事費負担金収入		697
その他	受託工事納付金収入	166
	特定港湾施設工事勘定より受入	8
	償還金収入	64
	前年度剰余金受入	24
	雑収入	7
歳入合計		3,985

（特定港湾施設工事勘定）

（単位：億円）

一般会計より受入		35
港湾管理者工事費負担金収入		23
その他	受益者工事費負担金収入	58
	前年度剰余金受入	1
	雑収入	—
歳入合計		117

港

湾

整

備

特

別

会

計

[歳 出]

（港湾整備勘定）

（単位：億円）

港湾事業費（全体）		3,503
その他	埠頭整備等資金貸付金	40
	港湾事業資金貸付金	8
	受託工事費	155
	産業投資特別会計へ繰入	31
	港湾事業等工事諸費	238
予備費		10
歳出合計		3,985

（特定港湾施設工事勘定）

（単位：億円）

エネルギー港湾施設工事費		108
その他	工事諸費港湾整備勘定へ繰入	8
	予備費	1
歳出合計		117

「港湾整備勘定」

港湾整備特別会計（港湾整備勘定）で経理している業務

歳入関係根拠法令等		歳入科目（目）	歳出科目（項）	歳出関係根拠法令等	
港湾事業費（諸費込） 北海道港湾事業費 離島振興事業費（諸費込） 沖縄開発事業費	繰入（特会法第7条第1項）	一般会計より受入	港湾事業費	直轄事業 港湾法第52条等	地方整備局
				補助事業 港湾法第42条、43条、55条の6、海防法第36条第2項等	港湾管理者（内地）
			埠頭整備等資金貸付金	補助率差額 後進地域特例法第3条等	港湾管理者（適用団体）
				貸付事業 承継法第6条	埠頭公社
				貸付事業 港湾法第55条の7	港湾管理者（埠頭公社、埠頭会社）
				貸付事業 民都法第5条第1項	民間都市開発推進機構
			北海道港湾事業費	直轄事業 北海道港湾工事法第3条	北海道開発局
				補助事業 北海道港湾工事法第2条	港湾管理者（北海道）
			離島港湾事業費	港湾法第52条、離島振興法第7条、奄美法第6条	地方整備局
				補助事業 離島振興法第7条、奄美法第6条等	港湾管理者（離島）
			沖縄港湾事業費	直轄事業 沖縄法第108条	沖縄総合事務局
				補助事業 沖縄法第105条	港湾管理者（沖縄）
			港湾事業等工事諸費	直轄事業 直轄（港湾）事業に伴う事務費	地方整備局
海岸事業工事諸費 河川等災害復旧事業等工事諸費	繰入（特会法第7条第1項）	一般会計より受入	港湾事業等工事諸費	直轄事業 直轄（海岸・災害）事業に伴う事務費	地方整備局
空港等整備事業工事諸費	繰入（空港特会法第11条第1項）	空港整備特別会計より受入	港湾事業等工事諸費	直轄事業 直轄（空港）事業に伴う事務費	地方整備局
特定港湾施設工事勘定分の工事諸費	繰入（特会法第8条第1項）	特定港湾施設工事勘定より受入	港湾事業等工事諸費	直轄事業 直轄（特定港湾施設工事）事業に伴う事務費	地方整備局
直轄工事における港湾管理者負担金	徴収（港湾法第52条）	港湾管理者工事費負担金収入	港湾事業費	直轄事業 港湾法第52条等	地方整備局
			北海道港湾事業費	直轄事業 北海道港湾工事法第3条	北海道開発局
			離島港湾事業費	直轄事業 離島振興法第7条、奄美法第6条	地方整備局
			沖縄港湾事業費	直轄事業 沖縄法第108条	沖縄総合事務局
			港湾事業等工事諸費	直轄事業 直轄（港湾）事業に伴う事務費	地方整備局
港湾事業資金貸付金 北海道港湾事業資金貸付金 離島港湾事業資金貸付金 沖縄港湾事業資金貸付金	繰入（NTT法第7条第5項）	産業投資特別会計より受入	港湾事業資金貸付金	貸付事業 港湾法附則第27項、NTT法第2条第1項	地方公共団体（NTT-A）
				貸付事業 港湾法附則第15～17項、NTT法第2条第2項	港湾管理者（内地）（NTT-B）
			北海道港湾事業資金貸付金	貸付事業 北海道港湾工事法附則第7項	港湾管理者（北海道）（NTT-B）
			離島港湾事業資金貸付金	貸付事業 奄美法附則第7項	港湾管理者（離島）（NTT-B）
			沖縄港湾事業資金貸付金	貸付事業 沖縄法附則	港湾管理者（沖縄）（NTT-B）
埠頭整備資金貸付金の償還金	徴収（特会法第4条第1項第4号、第5号、特会法附則第18項）	埠頭整備資金貸付金償還金	港湾事業費	直轄事業 特会法令第4条	地方整備局
			港湾事業等工事諸費	直轄事業 特会法令第4条	地方整備局
民都法で指定された民間都市開発推進機構への貸付金の償還金	繰入（特会法第4条第1項第6号）	港湾開発資金貸付金償還金	港湾事業費	直轄事業 特会法令第4条	地方整備局
NTT法に基づく港湾事業資金貸付金の償還金	繰入（特会法附則第20項）	収益回収公共事業資金貸付金償還金	産業投資特別会計へ繰入	貸付金償還 特会法附則第21項	産業投資特別会計
受託工事にかかる委託者からの納付金	徴収	受託工事納付金収入	受託工事費	受託工事 特会法第4条第2項	地方整備局
			港湾事業等工事諸費	受託工事 特会法第4条第2項	北海道開発局
			予備費	特会法第15条第1項	沖縄総合事務局
決算上の剰余金	繰入（特会法第18条第1項）	前年度剰余金受入	港湾事業費	直轄事業 特会法令第4条第1項	地方整備局
			港湾事業等工事諸費	直轄事業 特会法令第4条第1項	地方整備局
			予備費	特会法第15条第1項	地方整備局
公用財産等の貸付及び処分	繰入（特会法令第11条）	雑収入	港湾事業費	直轄事業 特会法令第4条第1項	地方整備局
		公務員宿舍貸付料	港湾事業等工事諸費	直轄事業 特会法令第4条第1項	地方整備局
		建物及物件貸付料	予備費	特会法第15条第1項	地方整備局
		不用品売却収入			
		雑入			

他勘定、他会計との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

〔港湾整備勘定〕

所管会計名	組 織	歳 入 予 算 科 目	経 路	歳 出 予 算 科 目	所管会計名
<国土交通省> 一 般 会 計 〃 〃 〃 〃 <内閣府> 一 般 会 計 <財務省> 産業投資特別会計 <国土交通省> 空港整備特別会計	国土交通本省 〃 〃 〃 〃 内閣本府	一 般 会 計 よ り 受 入			
		港 湾 事 業 費		港 湾 事 業 費	
		海 岸 事 業 工 事 諸 費			
		河川等災害復旧事業等工事諸費			
		北 海 道 港 湾 事 業 費		北 海 道 港 湾 事 業 費	
		離 島 振 興 事 業 費			
		沖 縄 開 発 事 業 費			
		産 業 投 資 特 別 会 計 よ り 受 入			
		空 港 整 備 特 別 会 計 よ り 受 入			
		特 定 港 湾 施 設 工 事 勘 定 よ り 受 入			
		港 湾 管 理 者 工 事 費 負 担 金 収 入			
		内 地			
		北 海 道			
		離 島			
		沖 縄			
		償 還 金 収 入			
		埠頭整備資金貸付金償還金			
		港湾開発資金貸付金償還金			
		収益回収公共事業資金貸付金償還金			
		受 託 工 事 納 付 金 収 入			
		前 年 度 剰 余 金 受 入			
		雑 収 入			
				港 湾 事 業 費	
				北 海 道 港 湾 事 業 費	
				離 島 港 湾 事 業 費	
				沖 縄 港 湾 事 業 費	
				埠頭整備等資金貸付金	
				港 湾 事 業 資 金 貸 付 金	
				受 託 工 事 費	
				港 湾 事 業 等 工 事 諸 費	
				産 業 投 資 特 別 会 計 へ 繰 入	<財務省> 産業投資特別会計
				予 備 費	

貸借対照表

(単位:百万円)

平成11年度 平成12年3月31日				平成12年度 平成13年3月31日				平成13年度 平成14年3月31日			
<資産の部>				<負債の部>							
現金・預金	29,894	48,215	38,332	未払金	13,751	12,232	11,165				
たな卸資産	40,814	31,522	32,696	保管金等	—	—	15				
未収金	8,575	2,261	2,781	前受金	45	251	169				
前払費用	4	4	2	賞与引当金	779	791	775				
貸付金債権	103,927	101,632	106,133	貸付金財源受入	39,789	37,409	37,347				
貸倒引当金	△ 148	△ 161	△ 161	他会計繰戻未済金	—	—	4,846				
有形固定資産	112,496	131,274	132,707	退職給付引当金	19,785	18,669	18,664				
土地	47,274	55,250	62,357								
立木竹	25	28	32	負債合計	74,151	69,352	72,984				
建物	19,449	17,108	16,847	<資産・負債差額の部>							
工作物	24,806	33,576	30,825	基準時資産・負債差額	231,044	231,044	231,044				
船舶	7,677	16,238	12,573	業務費用・財源差額累計	△ 7,559	3,454	△ 1,532				
物品	9,587	9,072	7,809	資産評価差額	—	14,326	14,326				
建設仮勘定	3,676	—	2,262								
無形固定資産	2,071	3,427	3,780								
出資金	—	—	549	資産・負債差額合計	223,484	248,825	243,838				
資産合計	297,636	318,177	316,822	負債及び資産・負債差額合計	297,636	318,177	316,822				

業務費用・財源計算書

(単位：百万円)

	平成 1 1 年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日	平成 1 2 年度 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日	平成 1 3 年度 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
I 業務費用	555,794	534,450	484,547
直轄港湾工事収入に個別に対応する原価	320,777	308,845	291,307
受託工事収入に個別に対応する原価	13,053	16,039	14,410
人件費	23,716	22,952	22,118
賞与引当金増加額	△ 81	11	△ 15
退職給付引当金増加額	634	△ 1,116	△ 4
補助金等	185,865	156,325	144,700
施設整備費	4,157	5,743	4,266
減価償却費	6,013	5,325	7,461
貸倒引当金増加額	141	13	0
その他支出	191	3,845	94
固定資産除売却損益	1,324	16,464	209
II 本年度受入財源	548,356	545,670	476,363
対価見合収入	548,356	545,670	476,363
港湾管理者工事費負担金収入	111,818	99,740	94,227
受託工事納付金収入	12,986	11,644	15,956
その他収入	1,648	1,204	4,947
一般会計からの受入	419,152	430,767	359,153
空港整備特別会計からの受入	1,377	1,269	1,186
特定港湾施設工事勘定からの受入	1,372	1,043	891
本年度業務費用・財源差額	<u>△ 7,437</u>	<u>11,219</u>	<u>△ 8,184</u>
財産の無償所管換等（受）	43	110	3,668
財産の無償所管換等（渡）	△ 165	△ 316	△ 471
前年度末業務費用・財源差額累計	—	<u>△ 7,559</u>	3,454
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 7,559	3,454	△ 1,532

区分別収支計算書

港湾整備勘定

(単位:百万円)

	平成11年度 自 11年4月1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月1日 至 14年3月31日
I.業務収支			
直轄港湾工事業務支出	△ 320,275	△ 321,499	△ 294,126
受託工事業務支出	△ 13,052	△ 16,030	△ 14,406
人件費	△ 23,715	△ 22,948	△ 22,119
施設整備費	△ 4,157	△ 5,743	△ 4,266
補助金等	△ 190,632	△ 163,825	△ 153,078
その他業務支出	△ 1,799	△ 1,367	△ 1,689
直轄港湾工事業務対価見合収入	116,215	105,016	100,032
受託工事業務対価見合収入	14,074	17,481	15,558
他会計(勘定)からの受入	422,489	433,430	370,307
他会計への繰入	△ 2,336	△ 2,644	△ 2,921
前年度剰余金受入	<u>38,067</u>	<u>29,894</u>	<u>48,215</u>
小計	34,877	51,764	41,504
その他収入	811	1,525	685
その他現金・預金	-	-	15
業務収支	35,689	53,290	42,204
II.施設整備収支			
施設整備による支出	△ 6,353	△ 5,790	△ 4,335
資産売払収入	558	715	463
施設整備収支	△ 5,795	△ 5,074	△ 3,872
本年度収支	29,894	48,215	38,332
その他現金・預金	-	-	△ 15
翌年度歳入繰入	29,894	48,215	38,317

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令 15) に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。
- ④ 貸倒引当金は、個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ⑤ 賞与引当金は、次年度支払の期末・勤勉手当の内、評価対象期間が当年度に帰属する期間分を計上している。
- ⑥ 退職給付引当金(整理資源に係る退職給付引当金を除く)は、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 偶発債務等

- ① 偶発債務
佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件(公調委平成11年(セ)第3号)
賠償請求額 63,909 千円
現在係争中である。
- ② 国庫債務負担行為による負担額
港湾整備勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 60,529,684,545 円である。

3. 追加情報等

- ① 出納整理期限
予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。
- ② 徴収の可能性についての重大な懸念
債権の種類 損害賠償金債権及び利息債権
懸念の内容 債務者について破産宣告があり、契約解除に伴う違約金及び前払金返納に係る利息について配当が受けられない可能性がある。

金額	損害賠償金債権	2,467,500 円
	利息債権	187,331 円
- ③-1 「他会計(勘定)からの受入」
 - i 一般会計からの受入
港湾整備事業に要する経費並びに国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

ii 産業投資特別会計からの受入

港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入

iii 空港整備特別会計からの受入

国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

iv 特定港湾施設工事勘定からの受入

特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源の受入

③-2 「他会計への繰入」

一般会計への繰入

北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入

「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入

産業投資特別会計への繰入

「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入

④i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 118,940,010,913 円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 31,775,483,913 円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 110,091,236,579 円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 25,868,901,579 円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は△1,530,913,453 円である。

4. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,024,771,150,487 円である。

なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成11年度までの港湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算している。

たな卸資産の明細（港湾整備勘定 11年度）

（単位：百万円）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	41,980	22,684	24,040	—	40,623
修理用部品	62	164	37	—	190
雑器具	207	—	207	—	0
合 計	42,250	22,849	24,285	—	40,814

未収金の明細（港湾整備勘定 11年度）

（単位：百万円）

内 容	相 手 先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体等	7,723
還付消費税	国（税務官署）	680
その他未収金	民間事業者等	171
合 計		8,575

固定資産の明細（港湾整備勘定 11年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	112,110	8,563	2,645	5,530	—	112,496
土地	47,362	364	453	—	—	47,274
立木竹	26	0	0	—	—	25
建物	19,022	1,454	229	797	—	19,449
工作物	26,102	1,716	589	2,422	—	24,806
船舶	7,360	1,670	314	1,038	—	7,677
物品	11,016	900	1,057	1,272	—	9,587
建設仮勘定	1,220	2,456	—	—	—	3,676
(無形固定資産)	1,735	818	—	482	—	2,071
電話加入権	72	9	—	—	—	81
ソフトウェア	1,663	809	—	482	—	1,990
合 計	113,846	9,381	2,645	6,013	—	114,568

貸付金債権の明細（港湾整備勘定 11年度）

（単位：百万円）

貸 付 先	前 年 度 未 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	本 年 度 未 残 高
公益法人	71,762	2,918	3,112	71,567
港湾管理者等	11,259	1,131	523	11,867
民間事業者	20,905	347	760	20,491

補助金等の明細（港湾整備勘定 11年度）

（単位：百万円）

補助金等の区分	相 手 先	金 額	支出目的	連結対象の有無
補助金	港湾管理者	143,158	港湾の整備	無
負担金		42,619	港湾の整備	無
交付金	市町村	87	固定資産税の支払	無
	合 計	185,865		

財産の無償所管換の明細（港湾整備勘定 11年度）

（単位：百万円）

内 容	相 手 先	金 額	所管換の理由	備 考
財産の無償所管換（受）	国（一般会計）	5	公共用財産から公用財産への変更	
	地方公共団体	37	等価交換	
財産の無償所管換（渡）	国（一般会計）	△ 102	公用財産から公共用財産への変更	
	地方公共団体	△ 62	等価交換	

機会費用についての情報（平成11年度）

貸付金の原資としての受入金に係る機会費用は 704,276,911 円である。

※ 会計年度末残高に、会計年度末時点の10年もの国債の利回りを乗じて計算している。
(39,789,656,000 × 0.0177)

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令 15) に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。
- ④ 貸倒引当金は、個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ⑤ 賞与引当金は、次年度支払の期末・勤勉手当の内、評価対象期間が当年度に帰属する期間分を計上している。
- ⑥ 退職給付引当金(整理資源に係る退職給付引当金を除く)は、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 偶発債務等

① 偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件(公調委平成11年(セ)第3号)

賠償請求額 63,909 千円

現在係争中である。

② 国庫債務負担行為による負担額

港湾整備勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 72,816,954,039 円である。

3. 追加情報等

① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 徴収の可能性についての重大な懸念

債権の種類 損害賠償金債権及び利息債権

懸念の内容 債務者について破産宣告があり、契約解除に伴う違約金及び前払金返納に係る利息について配当が受けられない可能性がある。

金額	損害賠償金債権	14,542,500 円
	利息債権	187,331 円

③-1 「他会計(勘定)からの受入」

i 一般会計からの受入

港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費並びに国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

ii 産業投資特別会計からの受入

港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入

iii 空港整備特別会計からの受入

国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

iv 特定港湾施設工事勘定からの受入

特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源の受入

③-2 「他会計への繰入」

一般会計への繰入

北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入

「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入

産業投資特別会計への繰入

「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入

④i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 110,091,236,579 円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 25,868,901,579 円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 104,421,480,470 円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 43,091,472,084 円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は△6,002,804,417 円である。

4. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,223,860,625,274 円である。

なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成12年度までの港湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算している。

たな卸資産の明細（港湾整備勘定 12年度）

（単位：百万円）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	40,623	13,906	23,078	—	31,451
修理用部品	190	3	125	—	68
燃料	—	1	—	—	1
合 計	40,814	13,911	23,203	—	31,522

未収金の明細（港湾整備勘定 12年度）

（単位：百万円）

内 容	相 手 先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体等	2,091
その他未収金	民間事業者等	169
合 計		2,261

固定資産の明細（港湾整備勘定 12年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	112,496	21,928	12,738	4,738	△ 14,326	131,274
土地	47,274	569	2,515	—	△ 9,922	55,250
立木竹	25	5	1	—	0	28
建物	19,449	1,253	280	813	2,499	17,108
工作物	24,806	7,790	1,082	2,252	△ 4,314	33,576
船舶	7,677	7,280	209	1,100	△ 2,590	16,238
物品	9,587	5,030	4,972	572	—	9,072
建設仮勘定	3,676	—	3,676	—	—	—
(無形固定資産)	2,071	1,942	—	586	—	3,427
電話加入権	81	1	—	—	—	83
ソフトウェア	1,990	1,940	—	586	—	3,344
合 計	114,568	23,871	12,738	5,325	△ 14,326	134,702

貸付金債権の明細（港湾整備勘定 12年度）

（単位：百万円）

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
公益法人	71,567	1,219	3,709	69,078
港湾管理者等	11,867	1,551	606	12,812
公益法人	20,491	210	960	19,741

資産評価差額の明細（港湾整備勘定 12年度）

（単位：百万円）

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の発生原因
土地	—	18,129	8,206	9,922	価格改定
立木竹	—	—	0	0	価格改定
建物	—	—	2,499	△ 2,499	価格改定
工作物	—	3,850	△ 463	4,314	価格改定
船舶	—	2,590	—	2,590	価格改定
合計	—	24,570	10,243	14,326	

補助金等の明細（港湾整備勘定 12年度）

（単位：百万円）

補助金等の区分	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	港湾管理者	121,209	港湾の整備	無
負担金		35,026	港湾の整備	無
交付金	市町村	88	固定資産税の支払	無
	合計	156,325		

財産の無償所管換の明細（港湾整備勘定 12年度）

（単位：百万円）

内容	相手先	金額	所管換の理由	備考
財産の無償所管換（受）	国（一般会計）	110	公共用財産から公用財産への変更	
財産の無償所管換（渡）	国（一般会計）	△ 117	公用財産から公共用財産への変更	
	個人	△ 199	等価交換	

機会費用についての情報（平成12年度）

貸付金の原資としての受入金に係る機会費用は 476,964,750 円である。

※ 会計年度末残高に、会計年度末時点の10年もの国債の利回りを乗じて計算している。
(37,409,000,000 × 0.01275)

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令 15) に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。
- ④ 貸倒引当金は、個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ⑤ 賞与引当金は、次年度支払の期末・勤勉手当の内、評価対象期間が当年度に帰属する期間分を計上している。
- ⑥ 退職給付引当金(整理資源に係る退職給付引当金を除く)は、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 偶発債務等

① 偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件(公調委平成11年(セ)第3号)

賠償請求額 63,909 千円

現在係争中である。

② 国庫債務負担行為による負担額

港湾整備勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 91,993,930,870 円である。

3. 追加情報等

① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 徴収の可能性についての重大な懸念

債権の種類 損害賠償金債権及び利息債権

懸念の内容 債務者について破産宣告があり、契約解除に伴う違約金及び前払金返納に係る利息について配当が受けられない可能性がある。

金額	損害賠償金債権	14,542,500 円
----	---------	--------------

	利息債権	187,331 円
--	------	-----------

③-1 「他会計(勘定)からの受入」

i 一般会計からの受入

港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費並びに国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

ii 産業投資特別会計からの受入

港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入

iii 空港整備特別会計からの受入

国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

iv 特定港湾施設工事勘定からの受入

特定港湾施設工事等の施行のために必要な人件費及び事務費の財源の受入

③-2 「他会計への繰入」

一般会計への繰入

北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入

「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入

産業投資特別会計への繰入

「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入

④i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 104,421,480,470 円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 43,091,472,084 円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 111,421,772,546 円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 33,966,548,546 円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は 940,519,538 円である。

4. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,392,368,203,661 円である。

なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成13年度までの港湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算している。

たな卸資産の明細（港湾整備勘定 13年度）

（単位：百万円）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	31,451	22,281	21,057	—	32,676
修理用部品	68	13	64	—	17
燃料	1	1	1	—	1
合 計	31,522	22,297	21,123	—	32,696

未収金の明細（港湾整備勘定 13年度）

（単位：百万円）

内 容	相 手 先	本年度末残高
受託工事費未収金	地方公共団体等	2,407
還付消費税	国（税務官署）	204
その他未収金	民間事業者	169
合 計		2,781

固定資産の明細（港湾整備勘定 13年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	131,274	14,903	6,898	6,571	—	132,707
土地	55,250	7,752	645	—	—	62,357
立木竹	28	3	0	—	—	32
建物	17,108	749	297	713	—	16,847
工作物	33,576	772	370	3,152	—	30,825
船舶	16,238	119	1,631	2,152	—	12,573
物品	9,072	3,243	3,952	553	—	7,809
建設仮勘定	—	2,262	—	—	—	2,262
(無形固定資産)	3,427	1,241	—	889	—	3,780
電話加入権	83	1	—	—	—	84
ソフトウェア	3,344	1,240	—	889	—	3,695
合 計	134,702	16,145	6,898	7,461	—	136,487

貸付金債権の明細（港湾整備勘定 13年度）

（単位：百万円）

貸 付 先	前 年 度 末 残 高	本 年 度 増 加 額	本 年 度 減 少 額	本 年 度 末 残 高
港湾管理者等	12,812	3,934	711	16,035
公益法人	69,078	6,112	4,004	71,185
民間事業者	19,741	258	1,088	18,911

出資金の増減の明細（独立行政法人港湾空港技術研究所に係る分）

（単位：百万円）

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
現物出資	0	0	492	0	0	0	492

出資金の増減の明細（独立行政法人北海道開発土木研究所に係る分）

（単位：百万円）

種 類	前年度末残高	評価差額の戻入	本年度増加額	本年度減少額	評価差額（本年度発生分）	強制評価減	本年度末残高
現物出資	0	0	57	0	0	0	57

市場価格のない出資金の純資産額の明細（港湾整備勘定 13年度）

（単位：百万円）

出 資 先	出資金額 （国有財産 台帳価格）	資 産 (A)	負 債 (B)	純資産額 (C=A-B)	資本金 (D)	特別会計 からの出 資 額 (E)	出資割合 (F=E/D)%	純資産額 による算 出 額 (G=C×F)	貸借対照 表計上額	使用財務諸表
独立行政法人 港湾空港技術研究所	492	15,480	1,687	13,792	14,052	492	3.50%	484	492	法定財務諸表
独立行政法人 北海道開発土木研究所	57	10,576	2,998	7,577	7,559	57	0.75%	56	57	法定財務諸表
合 計	549	26,056	4,686	21,369	21,612	549		540	549	

資産評価差額の明細（港湾整備勘定 13年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の 発生原因
土地	9,922	—	—	9,922	
建物	0	—	—	0	
建物	△ 2,499	—	—	△ 2,499	
工作物	4,314	—	—	4,314	
船舶	2,590	—	—	2,590	
合 計	14,326	—	—	14,326	

補助金等の明細（港湾整備勘定 13年度）

（単位：百万円）

補助金等の区分	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
補助金	港湾管理者	117,029	港湾の整備	無
負担金		27,581	港湾の整備	無
交付金	市町村	89	固定資産税の支払	無
	合 計	144,700		

財産の無償所管換の明細（港湾整備勘定 13年度）

（単位：百万円）

内 容	相手先	金額	所管換の理由	備 考
財産の無償所管換（受）	国（特定港湾施設工事勘定）	3,333	整理替	
	地方公共団体	335	等価交換	
財産の無償所管換（渡）	国（一般会計）	△ 255	公用財産から公共用財産への変更	
	地方公共団体	△ 215	等価交換	

機会費用についての情報（平成13年度）

貸付金の原資としての受入金に係る機会費用は 521,364,120 円である。

※ 会計年度末残高に、会計年度末時点の10年もの国債の利回りを乗じて計算している。
(37,347,000,000 × 0.01396)

参考情報（平成13年度）

1. 特別会計が経理する業務等についての情報

歳入歳出決算の概要

港湾整備勘定

収納済歳入額は、535,262,520,516 円

支出済歳出額は、496,945,120,756 円

歳入歳出差引 38,317,399,760 円の剰余を生ずる。

この剰余金は、港湾整備特別会計法（昭和36年法律第25号）第18条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

「特定港湾施設工事勘定」

港湾整備特別会計（特定港湾施設工事勘定）で経理している業務

歳入関係根拠法令等		歳入科目（目）	歳出科目（項）	歳出関係根拠法令等	
港湾事業費（諸費込） 北海道港湾事業費 沖縄開発事業費	繰入（特会法第7条第2項）	一般会計より受入	エネルギー港湾施設工事費 鉄鋼港湾施設工事費 物資別専門埠頭港湾施設工事費 工事諸費港湾整備勘定へ繰入	直轄事業 { 特会法第5条第2項 企業合理化促進法第8条第4項 港湾法第55条の6 特会法第8条第1項	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
直轄工事における港湾管理者負担金	徴収（特会法第5条第1項第2号、特定港湾施設法第4条）	港湾管理者工事費負担金収入	エネルギー港湾施設工事費 鉄鋼港湾施設工事費 物資別専門埠頭港湾施設工事費 工事諸費港湾整備勘定へ繰入	直轄事業 { 特会法第5条第2項 企業合理化促進法第8条第4項 港湾法第55条の6 特会法第8条第1項	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
直轄工事における受益者負担金	徴収（特会法第5条第1項第2号、企業合理化促進法第8条第4項）	受益者工事費負担金収入	エネルギー港湾施設工事費 鉄鋼港湾施設工事費 物資別専門埠頭港湾施設工事費 工事諸費港湾整備勘定へ繰入	直轄事業 { 特会法第5条第2項 企業合理化促進法第8条第4項 港湾法第55条の6 特会法第8条第1項	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
受託工事にかかる委託者からの納付金	徴収	受託工事納付金収入	受託工事費 工事諸費港湾整備勘定へ繰入	受託工事 特会法第1条第2項、第5条第2項 受託工事 特会法第8条第1項	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
決算上の剰余金	繰入（特会法第18条第2項）	前年度剰余金受入	エネルギー港湾施設工事費 鉄鋼港湾施設工事費 物資別専門埠頭港湾施設工事費 工事諸費港湾整備勘定へ繰入 予備費	直轄事業 { 特会法令第4条第2項 特会法第15条第2項	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局
公用財産等の貸付及び処分	繰入（特会法令第11条）	雑収入 不用物品売払収入 雑入	エネルギー港湾施設工事費 鉄鋼港湾施設工事費 物資別専門埠頭港湾施設工事費 工事諸費港湾整備勘定へ繰入 予備費	直轄事業 { 特会法令第4条第2項 特会法第15条第2項	地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局

法律名

特会法	： 港湾整備特別会計法
特会法令	： 港湾整備特別会計法施行令
空港特会法	： 空港整備特別会計法
海防法	： 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
後進地域特例法	： 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律
承継法	： 外貿埠頭公園の解散及び業務の承継に関する法律
民都法	： 民間都市開発の推進に関する特別措置法
北海道港湾工事法	： 北海道開発のためにする港湾工事にに関する法律
奄美法	： 奄美群島振興開発特別措置法
沖縄法	： 沖縄振興開発特別措置法
NTT法	： 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法
特定港湾施設法	： 特定港湾施設整備特別措置法

他勘定、他会計との間の業務等の関係及び財政資金の流れ

〔特定港湾施設工事勘定〕

所管会計名	組 織	歳 入 予 算 科 目	経 路	歳 出 予 算 科 目	勘 定 名
<国土交通省> 一 般 会 計	国土交通本省	一 般 会 計 よ り 受 入			港湾整備勘定
		港 湾 事 業 費		エネルギー港湾施設工事費	
		港湾管理者工事費負担金収入		鉄 鋼 港 湾 施 設 工 事 費	
		受益者工事費負担金収入		物資別専門埠頭港湾施設工事費	
		前 年 度 剰 余 金 受 入		工事諸費港湾整備勘定へ繰入	
		雑 収 入		予 備 費	

貸借対照表

(単位:百万円)

平成11年度 平成12年3月31日				平成12年度 平成13年3月31日				平成13年度 平成14年3月31日			
＜資産の部＞				＜負債の部＞							
現金・預金	1,874	949	3,098								
たな卸資産	4,502	4,950	3,026								
有形固定資産	4,402	3,504	105								
建物	141	112	48	負債合計 — — —							
工作物	3,444	2,653	25	＜資産・負債差額の部＞							
船舶	723	659	11	基準時資産・負債差額	9,283	9,283	9,283				
物品	93	78	20	業務費用・財源差額累計	1,504	590	△ 2,585				
無形固定資産	9	11	9	資産評価差額	—	△ 457	△ 457				
				資産・負債差額合計 10,787 9,416 6,240							
資産合計	10,787	9,416	6,240	負債及び資産・負債差額合計	10,787	9,416	6,240				

業務費用・財源計算書

(単位：百万円)

	平成 1 1 年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日	平成 1 2 年度 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日	平成 1 3 年度 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
I 業務費用	18,013	15,525	15,148
エネルギー港湾施設工事収入に個別に対応する原価	16,017	13,859	14,230
施設整備費	65	28	22
減価償却費	503	451	9
工事諸費港湾整備勘定へ繰入	1,383	1,028	833
固定資産除売却損益	43	158	51
II 本年度受入財源	19,518	14,611	15,305
対価見合収入	19,518	14,611	15,305
港湾管理者工事費負担金収入	4,751	2,749	3,242
受益者工事費負担金収入	10,168	7,307	7,599
その他収入	14	23	22
一般会計からの受入	4,583	4,531	4,440
本年度業務費用・財源差額	<u>1,504</u>	<u>△ 913</u>	<u>156</u>
財産の無償所管換等（渡）	—	—	△ 3,333
前年度末業務費用・財源差額累計	—	<u>1,504</u>	<u>590</u>
本年度末業務費用・財源差額累計	1,504	590	△ 2,585

区分別収支計算書

特定港湾施設工事勘定

(単位:百万円)

	平成11年度 自 11年4月1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月1日 至 14年3月31日
I.業務収支			
エネルギー港湾施設工事業務支出	△ 18,431	△ 14,452	△ 12,254
施設整備費	△ 65	△ 28	△ 22
エネルギー港湾施設工事業務対価見 合収入	14,919	10,057	10,842
一般会計からの受入	4,583	4,531	4,440
港湾整備勘定への繰入	△ 1,372	△ 1,043	△ 891
前年度剰余金受入	<u>2,226</u>	<u>1,874</u>	<u>949</u>
小計	1,859	939	3,063
その他収入	14	23	22
業務収支	1,874	962	3,085
II.施設整備収支			
施設整備による支出	0	△ 14	0
資産売却収入	-	1	12
施設整備収支	0	△ 13	12
本年度収支	1,874	949	3,098
翌年度繰入繰入	1,874	949	3,098

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令) に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に
基づき計算している。

2. 偶発債務等

- ① 国庫債務負担行為による負担額

特定港湾施設工事勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は
3,299,625,000 円である。

3. 追加情報等

- ① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表
には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

- ②-1 「他会計からの受入」

一般会計からの受入

エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入

- ②-2 「他勘定への繰入」

工事諸費港湾整備勘定へ繰入

特定港湾施設工事等の施行のため必要な人件費及び事務費の繰入

- ③ i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 2,128,800,000 円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 1,960,402,000 円である。

- ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 2,899,500,000 円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 1,663,130,000 円である。

- iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は 1,801,668,032 円である。

4. その他

- ① 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ② 港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,024,771,150,487
円である。
なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成11年度までの港
湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算してい
る。

平成11年度 附属明細書

たな卸資産の明細（特定港湾施設工事勘定 11年度）

（単位：百万円）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	2,091	2,756	413	—	4,433
修理用部品	47	21	—	—	68
合 計	2,138	2,777	413	—	4,502

固定資産の明細（特定港湾施設工事勘定 11年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	4,918	22	35	503	—	4,402
建物	147	—	—	6	—	141
工作物	3,840	0	35	361	—	3,444
船舶	848	—	—	125	—	723
物品	82	21	—	10	—	93
(無形固定資産)	0	8	—	—	—	9
電話加入権	0	0	—	—	—	0
ソフトウェア	—	8	—	—	—	8
合 計	4,918	30	35	503	—	4,411

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令)に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。

2. 偶発債務等

- ① 国庫債務負担行為による負担額
特定港湾施設工事勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は
3,792,610,000 円である。

3. 追加情報等

- ① 出納整理期限
予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。
- ② -1 「他会計からの受入」
一般会計からの受入
エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入
- ② -2 「他勘定への繰入」
工事諸費港湾整備勘定へ繰入
特定港湾施設工事等の施行のため必要な人件費及び事務費の繰入
- ③ i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額
前年度の繰越額は 2,899,500,000 円である。
前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 1,663,130,000 円である。
- ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額
本年度の繰越額は 3,787,000,000 円である。
本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 722,145,886 円である。
- iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額
繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は 27,159,030 円である。

4. その他

- ① 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ② 港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,223,860,625,274 円である。
なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成12年度までの港湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算している。

平成12年度 附属明細書

たな卸資産の明細（特定港湾施設工事勘定 12年度）

（単位：百万円）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	4,433	5,066	4,619	—	4,881
修理用部品	68	1	—	—	69
合 計	4,502	5,067	4,619	—	4,950

固定資産の明細（特定港湾施設工事勘定 12年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	4,402	22	13	449	457	3,504
建物	141	—	—	5	22	112
工作物	3,444	—	—	327	463	2,653
船舶	723	14	—	106	△ 28	659
物品	93	8	13	10	—	78
(無形固定資産)	9	4	—	1	—	11
電話加入権	0	—	—	—	—	0
ソフトウェア	8	4	—	1	—	11
合 計	4,411	27	13	451	457	3,516

資産評価差額の明細（特定港湾施設工事勘定 12年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の 発生原因
建物	—	—	22	△ 22	価格改定
工作物	—	—	463	△ 463	価格改定
船舶	—	28	—	28	価格改定
合 計	—	28	486	△ 457	

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令)に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。

2. 偶発債務等

- ① 国庫債務負担行為による負担額
特定港湾施設工事勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は
4,281,585,000 円である。

3. 追加情報等

- ① 出納整理期限
予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。
- ② -1 「他会計からの受入」
一般会計からの受入
エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費に充てるための受入
- ② -2 「他勘定への繰入」
工事諸費港湾整備勘定へ繰入
特定港湾施設工事等の施行のため必要な人件費及び事務費の繰入
- ③ i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額
前年度の繰越額は 3,787,000,000 円である。
前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 722,145,886 円である。
- ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額
本年度の繰越額は 4,370,752,000 円である。
本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 2,827,343,886 円である。
- iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額
繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は△1,948,276,531 円である。

4. その他

- ① 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- ② 港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,392,368,203,661 円である。
なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成13年度までの港湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算している。

平成13年度 附属明細書

たな卸資産の明細（特定港湾施設工事勘定 13年度）

（単位：百万円）

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
工事材料品	4,881	963	2,817	—	3,026
修理用部品	69	—	69	—	—
合 計	4,950	963	2,887	—	3,026

固定資産の明細（特定港湾施設工事勘定 13年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)	3,504	19	3,410	7	—	105
建物	112	—	62	2	—	48
工作物	2,653	—	2,625	2	—	25
船舶	659	0	645	2	—	11
物品	78	18	76	0	—	20
(無形固定資産)	11	0	—	2	—	9
電話加入権	0	0	—	—	—	0
ソフトウェア	11	—	—	2	—	8
合 計	3,516	19	3,410	9	—	115

資産評価差額の明細（特定港湾施設工事勘定 13年度）

（単位：百万円）

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	評価差額の 発生原因
建物	△ 22	—	—	△ 22	
工作物	△ 463	—	—	△ 463	
船舶	28	—	—	28	
合 計	△ 457	—	—	△ 457	

財産の無償所管換の明細（特定港湾施設工事勘定 13年度）

（単位：百万円）

内 容	相 手 先	金 額	所管換の理由	備 考
財産の無償所管換（渡）	国（港湾整備勘定）	△ 3,333	整理替	

参考情報（平成13年度）

1. 特別会計が経理する業務等についての情報

歳入歳出決算の概要

特定港湾施設工事勘定

収納済歳入額は、16,268,052,366 円

支出済歳出額は、13,169,914,652 円

歳入歳出差引 3,098,137,714 円の剰余を生ずる。

この剰余金は、港湾整備特別会計法（昭和36年法律第25号）第18条第2項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとして、決算を結了した。

「港湾整備特別会計勘定合算財務書類」

合 算 貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

平成11年度 平成12年3月31日				平成12年度 平成13年3月31日				平成13年度 平成14年3月31日			
<資産の部>				<負債の部>							
現金・預金	31,768	49,165	41,430	未払金	13,751	12,232	11,165				
たな卸資産	45,316	36,473	35,722	保管金等	—	—	15				
未収金	8,575	2,261	2,781	前受金	45	251	169				
前払費用	4	4	2	賞与引当金	779	791	775				
貸付金債権	103,927	101,632	106,133	貸付金財源受入	39,789	37,409	37,347				
貸倒引当金	△ 148	△ 161	△ 161	他会計繰戻未済金	—	—	4,846				
有形固定資産	116,898	134,779	132,813	退職給付引当金	19,785	18,669	18,664				
土地	47,274	55,250	62,357								
立木竹	25	28	32	負債合計	74,151	69,352	72,984				
建物	19,590	17,221	16,895	<資産・負債差額の部>							
工作物	28,251	36,230	30,851	基準時資産・負債差額	240,327	240,327	240,327				
船舶	8,401	16,897	12,585	業務費用・財源差額累計	△ 6,055	4,044	△ 4,118				
物品	9,680	9,150	7,829	資産評価差額	—	13,869	13,869				
建設仮勘定	3,676	—	2,262								
無形固定資産	2,081	3,439	3,789								
出資金	—	—	549	資産・負債差額合計	234,272	258,241	250,078				
資産合計	308,424	327,594	323,062	負債及び資産・負債差額合計	308,424	327,594	323,062				

合算業務費用・財源計算書

(単位：百万円)

	平成 1 1 年度 自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日	平成 1 2 年度 自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日	平成 1 3 年度 自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日
I 業務費用	572,435	548,933	498,804
直轄港湾工事収入に個別に対応する原価	320,777	308,845	291,307
受託工事収入に個別に対応する原価	13,053	16,039	14,410
エネルギー港湾施設工事収入に個別に対応する原価	16,017	13,859	14,230
人件費	23,716	22,952	22,118
賞与引当金増加額	△ 81	11	△ 15
退職給付引当金増加額	634	△ 1,116	△ 4
補助金等	185,865	156,325	144,700
施設整備費	4,223	5,771	4,289
減価償却費	6,516	5,777	7,470
貸倒引当金増加額	141	13	0
その他支出	202	3,830	36
固定資産除売却損益	1,368	16,622	261
II 本年度受入財源	566,502	559,239	490,777
対価見合収入	566,502	559,239	490,777
港湾管理者工事費負担金収入	116,569	102,489	97,469
受益者工事費負担金収入	10,168	7,307	7,599
受託工事納付金収入	12,986	11,644	15,956
その他収入	1,663	1,228	4,969
一般会計からの受入	423,736	435,298	363,594
空港整備特別会計からの受入	1,377	1,269	1,186
本年度業務費用・財源差額	△ 5,933	10,305	△ 8,027
財産の無償所管換等（受）	43	110	335
財産の無償所管換等（渡）	△ 165	△ 316	△ 471
前年度末業務費用・財源差額累計	—	△ 6,055	4,044
本年度末業務費用・財源差額累計	△ 6,055	4,044	△ 4,118

合算区分別収支計算書

港湾整備特別会計

(単位:百万円)

	平成11年度 自 11年4月1日 至 12年3月31日	平成12年度 自 12年4月1日 至 13年3月31日	平成13年度 自 13年4月1日 至 14年3月31日
I.業務収支			
直轄港湾工事業務支出	△ 320,275	△ 321,499	△ 294,126
エネルギー港湾施設工事業務支出	△ 18,431	△ 14,452	△ 12,254
受託工事業務支出	△ 13,052	△ 16,030	△ 14,406
人件費	△ 23,715	△ 22,948	△ 22,119
施設整備費	△ 4,223	△ 5,771	△ 4,289
補助金等	△ 190,632	△ 163,825	△ 153,078
その他業務支出	△ 1,799	△ 1,367	△ 1,689
直轄港湾工事業務対価見合収入	116,215	105,016	100,032
エネルギー港湾施設工事業務対価見合収入	14,919	10,057	10,842
受託工事業務対価見合収入	14,074	17,481	15,558
他会計からの受入	425,701	436,918	373,856
他会計への繰入	△ 2,336	△ 2,644	△ 2,921
前年度剰余金受入	<u>40,294</u>	<u>31,768</u>	<u>49,165</u>
小計	36,737	52,703	44,567
その他収入	826	1,549	707
その他現金・預金	-	-	15
業務収支	37,564	54,253	45,290
II.施設整備収支			
施設整備による支出	△ 6,354	△ 5,805	△ 4,335
資産売却収入	558	717	475
施設整備収支	△ 5,795	△ 5,087	△ 3,859
本年度収支	31,768	49,165	41,430
その他現金・預金	-	-	△ 15
翌年度繰入繰入	31,768	49,165	41,415

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭40.3.31 大蔵令15)に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。
- ④ 貸倒引当金は、個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ⑤ 賞与引当金は、次年度支払の期末・勤勉手当の内、評価対象期間が当年度に帰属する期間分を計上している。
- ⑥ 退職給付引当金(整理資源に係る退職給付引当金を除く)は、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 偶発債務等

- ① 佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件(公調委平成11年(セ)第3号)
賠償請求額 63,909 千円
現在係争中である。
- ② 国庫債務負担行為による負担額
港湾整備勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 60,529,684,545 円である。特定港湾施設工事勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 3,299,625,000 円である。

3. 追加情報等

- ① 出納整理期限
予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。
- ② 徴収の可能性についての重大な懸念
債権の種類 損害賠償金債権及び利息債権
懸念の内容 債務者について破産宣告があり、契約解除に伴う違約金及び前払金返納に係る利息について配当が受けられない可能性がある。
金額 損害賠償金債権 2,467,500 円
利息債権 187,331 円
- ③-1 「他会計(勘定)からの受入」
i 一般会計からの受入
港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費並びに国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

ii 産業投資特別会計からの受入

港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入

iii 空港整備特別会計からの受入

国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

③-2 「他会計への繰入」

一般会計への繰入

北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入

「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入

産業投資特別会計への繰入

「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入

④i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 121,068,810,913 円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 33,735,885,913 円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 112,990,736,579 円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 27,532,031,579 円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は 270,754,579 円である。

5. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,024,771,150,487 円である。

なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成11年度までの港湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算している。

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令 15) に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。
- ④ 貸倒引当金は、個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ⑤ 賞与引当金は、次年度支払の期末・勤勉手当の内、評価対象期間が当年度に帰属する期間分を計上している。
- ⑥ 退職給付引当金(整理資源に係る退職給付引当金を除く)は、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 偶発債務等

① 偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件(公調委平成11年(セ)第3号)
賠償請求額 63,909 千円
現在係争中である。

② 国庫債務負担行為による負担額

港湾整備勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 72,816,954,039 円である。特定港湾施設工事勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 3,792,610,000 円である。

3. 追加情報等

① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 徴収の可能性についての重大な懸念

債権の種類 損害賠償金債権及び利息債権

懸念の内容 債務者について破産宣告があり、契約解除に伴う違約金及び前払金返納に係る利息について配当が受けられない可能性がある。

金額	損害賠償金債権	14,542,500 円
	利息債権	187,331 円

③-1 「他会計(勘定)からの受入」

i 一般会計からの受入

港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費並びに国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

ii 産業投資特別会計からの受入

港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入

iii 空港整備特別会計からの受入

国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

③-2 「他会計への繰入」

一般会計への繰入

北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入

「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入

産業投資特別会計への繰入

「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入

④i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 112,990,736,579 円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 27,532,031,579 円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 108,208,480,470 円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 43,813,617,970 円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は△5,975,645,387 円である。

4. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,024,771,150,487 円である。

なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成11年度までの港湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算している。

1. 重要な会計方針

- ① たな卸資産の評価方法は、原価法によって評価している。
- ② 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法により計算している。
ただし、物品については定額法により計算している。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭 40.3.31 大蔵令 15) に基づき計算している。
- ③ 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存割合については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき計算している。
- ④ 貸倒引当金は、個々の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ⑤ 賞与引当金は、次年度支払の期末・勤勉手当の内、評価対象期間が当年度に帰属する期間分を計上している。
- ⑥ 退職給付引当金(整理資源に係る退職給付引当金を除く)は、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

2. 偶発債務等

① 偶発債務

佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件(公調委平成11年(セ)第3号)

賠償請求額 63,909 千円

現在係争中である。

② 国庫債務負担行為による負担額

港湾整備勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 91,993,930,870 円である。

特定港湾施設工事勘定における国庫債務負担行為による繰越債務負担額は 4,281,585,000 円である。

3. 追加情報等

① 出納整理期限

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期限が設定されており、貸借対照表には出納整理期限終了後の計数をもって会計年度末の計数としている。

② 徴収の可能性についての重大な懸念

債権の種類 損害賠償金債権及び利息債権

懸念の内容 債務者について破産宣告があり、契約解除に伴う違約金及び前払金返納に係る利息について配当が受けられない可能性がある。

金額	損害賠償金債権	14,542,500 円
----	---------	--------------

	利息債権	187,331 円
--	------	-----------

③-1 「他会計(勘定)からの受入」

i 一般会計からの受入

港湾整備事業に要する経費、エネルギー港湾の特定の施設の整備工事に要する経費

並びに国が施行する海岸事業等の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

ii 産業投資特別会計からの受入

港湾整備事業に要する資金の貸付けの財源に充てるための「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による受入

iii 空港整備特別会計からの受入

国が施行する空港整備事業の人件費及び事務費の財源に充てるための受入

③-2 「他会計への繰入」

一般会計への繰入

北海道で行われる受託工事の人件費及び事務費の財源の繰入

「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律」(昭25法律第62号)第1項に定める繰入

産業投資特別会計への繰入

「港湾整備特別会計法」附則第21項の規定による繰入

④i 前年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

前年度の繰越額は 108,208,480,470 円である。

前年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 43,813,617,970 円である。

ii 本年度の繰越額及び繰越に見合って受け入れられた財源の額

本年度の繰越額は 115,792,524,546 円である。

本年度の繰越に見合って受け入れられた財源の額は 36,793,892,432 円である。

iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額

繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額は△1,007,756,993 円である。

5. その他

①消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

②港湾整備特別会計によって整備された公共用財産は、両勘定合わせて 4,024,771,150,487 円である。

なお、財産額は港湾法が施行された昭和25年度の一般会計時から平成11年度までの港湾関係事業費の累計によって資産額を推計し、定額法により減価償却を行って計算している。